

第三十八回国会
衆議院
内閣委員会
議 録
第三十五号

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野 一郎平君 理事高橋 等君

理事宮澤 胤勇君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 龍作君

内海 安吉君 江崎 真澄君

佐々木義武君 島村 一郎君

服部 安司君 福田 一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

前田 正男君 牧野 實策君

緒方 孝男君 杉山元治郎君

田口 誠治君 山内 広君

山花 秀雄君 受田 新吉君

出席政府委員

總理府總務長官 藤枝 泉介君

總理府總務副官 佐藤 朝生君

總理府事務官 八巻淳之輔君

建設政務次官 田村 元君

建設事務官 鬼丸 勝之君

建設事務官 (大臣官房長) 鬼丸 勝之君

總理府事務官 中嶋 忠次君

總理府事務官 (恩給局長) 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

總理府事務官 恩給局長 恩給局長 恩給局長

同日

委員鈴木義男君辭任につき、その補
欠として受田新吉君が議長の指名で
委員に選任された。

同月十六日

委員佐々木義武君辭任につき、その
補欠として正力松太郎君が議長の指
名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

建設省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八九号)

恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二三〇号)

○久野委員長 これより會議を開きま
す。

建設省設置法の一部を改正する法律
案及び恩給法等の一部を改正する法律
案の両案を議題とし、前会に引き続き
質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。高橋等君。

○高橋(等)委員 總理府總務長官に一
つだけ意見を述べて御答弁をいただき
たいと思います。それは終戦後、戦争
が終わった直後から長年にわたりまし
て、シベリア、その他の外国へ抑留さ
れた方が非常にたくさんあるのであり
ます。この人たちが抑留中に死亡など
いたしました場合は、それぞれ国家と
してこれに恩給等の補償の制度を設け
ております。しかるにこのたび問題に
なっております恩給法等一部改正
中、いわゆる加算の点におきまして

は、抑留は加算の年限に算入しないこ
とになっておる。これは非常に検討を
要すべき問題でありまして、何らかの
加算措置を要するものと私は考えてお
るのであります。政府はこの法案を提
出される場合にそれが落ちております
ことにつきましてのこと、及び今後の
お考えにつきまして、總務長官から御
答弁をいただきたいと存じます。

○藤枝政府委員 ただいまのお尋ねの
点は、実は今回の加算の実施の問題に
つきましては、御承知のように既裁定
者との不均衡は正という考え方でやり
ましたために、さらにそれを抑留中の
者をどうするかということにまで、新
たな問題として取り上げてはいなかっ
たわけでございます。しかしながらた
だいま御指摘のように長い間抑留され
たというふうなことにつきましては、
非常にお気の毒な点もございします。そ
れでいろいろなケースがございします
で、相当時間をちょうだいして検討し
なければならぬかと思っております。ま
すが、御意見もございしますので、今後
そうした具体的なケースを十分調査を
いたしまして、これに対してどういう
措置をするのが最も妥当であるかとい
うような点を、十分御意見を尊重しつ
つ検討して参りたいと考えています。

○高橋(等)委員 政府におきまして今
の御答弁の趣旨に従って、できるだけ
早急に結論を出していただくことを特
に要望いたして、私の質疑を終わらせ
ていただきます。

○久野委員長 次に石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 ちょっとお尋ねをし
ておきたいのですが、それは恩給を受
ける権利もしくは資格を喪失した公務
員を、個々のケースにわたっていろ
ろ調査してみますと、非常にお気の毒
なケースがあるような気がするわけで
あります。そういうものをこの際政
府の方で全部洗っていただいて、救え
るものはできるだけ広範囲に救って
いただきたい、こういう感じを持ってお
尋ねするわけでございますが、まず一
つのケースとしてこういうのがあると
思ふのです。

それは終戦前にいろいろな法律がご
ざいました。たとえば代表的な悪法と
言われているのは治安維持法ですが、
そのほかにも、私たちの調査いたしま
したところによると、国防保安法、治
安警察法、あるいは言論、出版、集
会、結社等臨時取締法、思想犯保護
察法、いろいろあります。陸軍刑法、
海軍刑法、軍機保護法まで含めるなら
ば、相当の数があるわけでございしま
す。ところが、こういって新憲法の精神と
は著しく相反するようないわゆる悪法によ
つて処分を受け、そのために恩給の受給
権を失った、資格を喪失したといった
ような人たちがずいぶんあるように聞
いております。数にすれば大した数で
はないかと思うのですが、こういった
人たちはやはりこの際救済してやるべ
きじゃないかというふうに考えておる
わけです。これが一つのケース。

そこで最初に恩給局長にお伺いした
いのですが、こういった私が今申し上げ

げたような例でおわかりだと思いま
すけれども、新憲法制定前の思想と學問
の自由を拘束した治安維持法あるいは
これと類似の悪法、こういったものに
よつて処分をされたために権利を喪失
した人たちがどの程度おられるのか、お
わかりでしたら一つお答えを願いたい
と思ひます。

○八巻政府委員 今のお尋ねでござ
いしますが、犯罪による失権者の数とい
うものの中で、さらにいろいろ新憲法下
において認めておられないような法律
によつて失権したという人がどのくら
いかというお尋ねでございますが、実
はそういう犯罪による失権の統計とい
うものはございせんので、現在正確
なお答えをするわけに参りません。た
だ最近における昭和三十三年から現在
までの犯罪失権というものの数を見て
参りますと十名内外でございしますか
ら、年間二名ぐらいの見当になってお
りまして、戦前におきましても犯罪失
権というものはその数はない。一年に
一人あるか二人あるかという程度であ
ろうと思ひますので、全体の数として
はそれ大きな数ではございせん。た
だいまのところ、その数の問題につき
ましてはその程度のお答えしかできな
い次第であります。

○石橋(政)委員 まあ大した数ではな
いようございしますが、それだけ救お
うと思ひます。こういった法令に違
反した人たちは、昭和二十年の勅令第
五百四十二号によつて一応資格の回復
はしておるものと思ひます。御承知

と思ひますけれども勅令を申し上げますと、昭和二十年勅令第五百四十二号、「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件ニ基ク政治犯人等ノ資格回復ニ關スル件」といふ、この勅令によつて、一応公民権その他の資格は回復してあるといふに認識いたしてあります。にもかかわらず、恩給権は復活してないといふふうな事情にあると思ひます。これと類似なものとして、公職追放で資格を失なつたような人たちは、たしかこれは権利回復をしておられると思ひます。そういう点でアンバランスもあると思ひますので、ぜひ今後調査検討の上、権利回復、資格回復をはかつていただきたいと思います。

それからもう一つのケースは、これは占領下の問題として、いわゆる占領軍命令違反といふ法令を越えた強権によつて処分されて、そのためにこういふ権利喪失、資格を喪失した人があるといふことも聞いておるのでございますが、そういう例があるのか、あるとすればどの程度あるのか、この点もあわせてお答えを願ひたいと思ひます。

○八巻政府委員 これも正確に何件といふふうに申し上げられませんが、私もいろいろ事件を扱つておりました。頭に残つておる問題といつたしまして、たとえば終戦直後、学校の校長さんが現地部隊からの要請によりまして、その現地部隊の持つておる残存兵器、弾薬といふものを校庭に埋めるように命ぜられましてそれを埋められましたところが、軍政部の方から発見されました、それによつて陸軍刑法による武器隠匿罪の罪に問われて禁固の刑に処せ

られた。そのために恩給を受ける資格を失つたといふふうな事例もございいます。またある外交官につきましては、終戦直後、占領軍からの外交文書の引き渡し等の要求がございました。にもかかわらず、それに対して直ちに引き渡さなかつたといふふうなことからために、国内法を適用されて処刑されたといふケースもございまして、そのために恩給年限が非常に短くなつておるといふ例もございいます。それら占領軍のためにと申しますか、占領軍のさしがねによりましてその国内法の適用を受けて、国内法上の禁固の刑を受けたといふ例がございいます。

○石橋(政)委員 そういふたケースもやはりあるようです。これも救済の手を差し伸べてやるべきじゃないかという感じを持っております。

それからもう一つは、これはそういつたふうに一括してやることはできないかと思ひますけれども、非常に軽微な罪を犯した。この軽微という限界的判定は非常にむずかしいと思ひますが、普通常識上この程度の罪で恩給権を失ふといふことは気の毒だといふふうなものがあると思ひますが、そういうものが実際に事務を取り扱つておられた恩給局長としてあるといふふうに判断されるかどうか、この辺も一つ御説明を願ひておきたいと思ひます。

○八巻政府委員 これは思想犯とかあるいはそうした確信犯ではございませうけれども、占領軍関係のことではございませうけれども、戦前非常に規律のやがましかつた当時、ある中学の先生が子弟の父兄から菓子折りをもらつた、それによつて試験の点数を甘くし

たかどうか知りませんが、それが贖職の罪に問われまして禁固の刑を受けて執行猶予といふことになつたのでございしますが、そのケースなんかは相当長く三十年もお勤めになつた方がそれでおやめになつて、そうして恩給権がなくなつたといふふうなケースもございいます。現在これらにつきましては具申、訴願を経まして、さらに裁判所に上訴してあり、その救済の方法についての争ひを續けておりますが、法律上の解釈といたしましてはこれは何ともしようがない、これはあくまで失権であるといふふうにして思つております。こういうものにつきましては個々の実情としては非常にお気の毒だといふふうにも考へております。

○石橋(政)委員 以上恩給局長の御説明を総務長官聞いておられて、十分に御認識を深めたと思ひますが、確かに私たちが考へてみても、今言つた大ざく分けて三つのケースにわたる事案によつて恩給権を失つておるといふ人たちは、まことに気の毒な例が多いと思ひます。この際つづさに政府側においてもそういう例を洗つていただいて、その中からなるべく広範囲に救済していただくような措置を講じていただきたい、こういうふうに考へるわけですが、この点について今の話を聞いておられてどういふふうにお感じになつたか。あわせて私が要望いたしておりますような方法を講じていただけるものかどうか、この辺を長官からお答え願ひておきたいと思ひます。

○藤枝政府委員 先ほどから恩給局長がお答え申し上げましたように、恩給法の建前としては事のいかに問はず、法律に触れて刑罰を受ければ失権するといふことになつておるわけでございますが、当時は反社会的な行為と目されたものも、新憲法下においては反社会的なものではないといふふうになつたもの、あるいはただいまおあげになりました占領軍命令といふふうなことで、しかもそれが国内法に触れたものはこれはまた失権をするといふようなこと、一方戦争犯罪人は戦犯に問われなかつたけれども、国内法に問われなければ失権しないといふようなこと、ございいますから、それらの点につきましては、個々の内容を十分洗い洗つた上で、何らかの救済の方法をとらなければならぬかと存じます。それから第三のおおげになりました例につきましても、これは認識の問題とかいろいろあると思ひます。しかしこれらた今恩給局長があげましたような事例は、事例としてはまことにお気の毒な件であります。そういう点を十分具体的に調査をいたし、そしてそれを救済するといふれば、どういふ方法でやればいいのかといふようなことを十分に研究をして参りたい。そしてできるだけ御要望に沿うような方向で持つて参りたいと考へる次第でございいます。

○石橋(政)委員 非常に好意的な御答弁をいただきましたので、私これで質問を終わります。なお本委員会として、もう一つ人々を救うのは当然の義務でもあらうかと思ひますので、後ほど附帯決議をつけることを皆さんに御相談申し上げたいと思ひます。一応質問を終わりたいと思ひます。

○久野委員長 次に受田新吉君。○受田委員 この前の質問を続行いたします。今度の改正の重要な一つである軍人の加算制度の採用の問題であ

ります。これは事実上三年勤務を、三倍加算までを認めて、一つの形式的な恩給——普通恩給支給年数を計算してゐるわけではございますが、この制度そのものは今日はないわけなんです。過去の制度を、すでに恩典に浴している人とのバランスを考慮する上において、新しく取り上げることにしているわけではございますが、こゝらに一つ問題があるのです。この加算制度について、現に一部機関車に乗車する職員に對する措置がとられておりますが、政府としては加算制度といふものを現に認めておられるかどうか。これを一つ伺ひたいのです。

○八巻政府委員 ただいまの受田先生の御質問にお答えいたします。加算制度は、御承知の通り昭和二十八年に恩給法の改正によりまして、建前といたしましてやめるといふことになつたわけでありまして、すでに文官恩給につきましても、御承知の通り一般の給与体系といふものが、そうした特殊の勤務、いわゆる勤務といふものに對して、附加的ないろいろな手当をつけるというふうなことで、そうした勤務に對する対価といふものをあつたにしようがないで、その場決めでやつていくという給与体系をとつておりますので、従ひまして危険業務加算であるとか、その他の危険業務加算といふものは全部なくしてしまつたわけではございませう。それでまた機関車乗務につきましては、経過的にそれを保存していただくわけではございませうから、恩給法の体系といつたしましては、加算制度といふものはそこで打ち切られて、新しく出

す。従つて今回の軍人恩給に関する加算というものは、あくまでも既裁定者とのバランスというものを考へての措置でありまして、これをもつて全面的な恩給体系の上で加算制度を復活するということではございません。

○受田委員 この加算制度を今日原則として認めていない。こういう段階で、昔の加算制度を容認した立場で提案されておりますので、十分ここで法律的にその根拠を明らかにしておかなければ、新しく支給を受ける人々も、給与の対象となる人々も、国民に納得してもらつてその支給を受けるという形にしておかないと、何だか昔の封建的なものが復活したような印象を国民に与えたままでは、非常に気がねをしながら、この新しい恩給や扶助料をもちろしくいうことになると、ここにせつかつくの政府の意図とは逆な方向に国民の内部に摩擦、相剋を起さざるを得ない。そこで私指摘しておきたいことは、既裁定者とのバランスをとる上においてという理由でこれをやられるのか、またはかに理由があつたのであるか。バランスをとつてやられるというのであれば、昭和二十八年に改正されるときになぜやられなかつたか、この問題をお答え願いたい。

○八巻政府委員 今回の加算実施につきましては、恩給内部におけるそうした既裁定者と未裁定者との間の処遇の開きというものを、調整していきうという点にあるわけでありまして、もつと広く考えますと、結局全般といたしまして、既裁定者といわず未裁定者といわず、主として応召兵でございますけれども、そうした応召兵、下士官、兵という方々が相当年月外地で御苦労

になつて歸つてきておる、そういう方が相当の年配になつてきているといふときに、何らかの国家としての処遇をすべきであるといふのが全体を貫いた思想でございます。端的には、今申し上げましたように、恩給内部での上昇した不均衡をなくしていきうというのがねらいでございます。

○受田委員 私今お尋ねしていることは、二十八年の改正のときに、なぜこの問題が解決されなかつたかという原因を心配しておるわけですが、そこについてのお答えを願います。

○八巻政府委員 昭和二十八年に法律百五十五号で軍人恩給が出発いたしました当時、加算制度は全面的に打ち切るといふことにいたしましたけれども、既裁定者につきましてはこれを認めようといふことになつたわけでございますが、全面的に同じように扱つかどうかといふことにつきましては、当時の国家財政の事情もございまして、遺族、傷病者に重点を置いて処遇していきう。健康でいる人はあと回しと申しますか、遠慮してもらおうといふふうな考え方、それからまたその当時における人事記録の上からいいますと、なかなかこれらのことが実施できるといふ段階になつたといふようなこと、また昭和三十年にこの調査が行なわれたのでありますけれども、この加算を実施いたしますと、対象者が大体七十五万人ぐらゐる。この七十五万人といふものも相当若い年齢層で、現在は終戦後十五年たつておりますから、その当時三十才であつた人はすでに四十五才になつておりますけれども、まだ二十八年と申しますと今から七、八年前でございまして、まだ相

当年令層も若い、こういうような段階においてそういう加算問題といふものを考える段階ではなかつたわけでございます。

○受田委員 考える時期でなかつた。それがこのたび、臨時恩給等調査会の答申についても、これについてははっきりとした結論が出ていないわけでありまして、それに基づいて提案をされておるのであります。ここで一つお伺いしておきたいのは、この既裁定者の数と未裁定者の数は、臨時恩給等調査会のときよりも、その後調査が進んで多少プラスされておるものがあるかないか。それから現在の規定に基づく恩給の支給によつて、ピーク時にどれだけ国家負担が要るか。つまり軍人三倍加算の制度を採用することに基づく国民の財政負担がどれだけになるかといふことを、既裁定者の場合と新しい裁定者の場合に分けて御答弁を願います。

○八巻政府委員 昭和三十三年に臨時恩給等調査会が開かれたわけでありまして、その当時の調査では七十五万といふ対象者の中で、約二割方が四十五才以上であるというデータでございまして、ところでその後年令構成が一年ごととにだんだん上昇して参りますので、現在におきましては、現在と申しますか、三十七年度から本案は普通恩給について実施しようといふのでございまして、三十七年度におきましてはその半数が四十五才以上に達する、こういう段階になつております。従いまし

数、全体として現在まで裁定した数は、約五十万ぐらゐでございます。片や未裁定者、今回対象にいたしておりますのは七十五万、そういうことになつております。そうした大体的比率になつております。今回実施いたそうとするとその七十五万といふものが、年令構成がだんだん高くなりまして、四十五才から五十才までは恩給の半分、五十才から五十五才までは七割、五十五才からはフルにもらえるといふふうな恩給の方式になつておりますので、この方々が五十五才以上になるといふときは、あと十五年ぐらゐ先であるといふことで、十五年先の昭和五十二年といふものが一番恩給費の所要額の上でもピークになるといふこととでございまして、昭和三十七年度におきましては、本案では十月実施といふこととで四分の一しか実施しないわけでございますけれども、平年額として三十七年度はその費用が四十億、従いまし

て三十七年度といたしましてはその四分の一です。十億しか額を出さないといふことでございまして、それがさらに平年化してだんだん延びていく、十五年先の昭和五十二年には百十七億といふことに推定されております。また生存者の方の關係におきましても、五十万といふことで年令構成も当然上がつて参りますので、この五十万の方の経過といふものにつきましても十分データをとりおきまされなければいけません。従いまし

ては、ただいま恩給局長が申し上げましたように、十五年後百十七億といふ数字になります。しかしそれと同時に一方公務扶助料その他の金額は、四

うございまして、漸次減つていくといふことになりまして、恩給費全体から見ますと昭和五十一年ころには三、四割ぐらゐは落ちてくるという勘定になります。従いまし

○受田委員 ピーク時が百十七億といふことでございまして、そのころには所得倍増は相当なところで、倍増後さらに五年もたつていくことで、国民所得も相当なところへ行つていく。つまりこの恩給がそのままとどまつておるとすれば、そういうことになるのです。私この問題に關連して、この前の質問で伺いました退職公務員の給与のベース・アップ、従つて恩給金額の増額、そういうものが当然無視できないと思ふのです。やはりこれが現在の公務員にある程度追つかけていくような形をおとりになることは、藤枝長官がこの間仰せられた通りでありますから、百十七億といふものはやはり十五年のうちに金額の上で、相当の増額をされるということも予想されることだと思ふのですが、これは藤枝さん、

○藤枝政府委員 恩給の額そのものについて、生計費その他社会情勢の変化に伴ひまして、これをある程度改定しなければならぬであらうことは、この前もお答え申し上げた通りでございます。そうして今回の加算の実施につきましましては、ただいま恩給局長が申し上げましたように、十五年後百十七億といふ数字になります。しかしそれと同時に一方公務扶助料その他の金額は、四

百億くらいはその当時には減るということでございます。従いまして単にこの七十五万の今回の処置について、十五年後のこのままであるならば、百十七億というところでございまして、恩給の額そのものが全体として引き上げが行なわれますならば、それだけふえるというところは当然だと考える次第でございます。

○受田委員 その中でも一つ問題があるのは、危険区域、著しく生命の危険のある戦地、これは階段があるわけですから、その階段が大東亜戦争の規模という形から見て、戦前の恩給法に規定しており、また施行令にいろいろと規定したそういう危険地域の分類というものがある、大東亜戦争の末期にそのまゝの形で採用すべきであったかどうかという問題があると思う。国内も当時盛んな空襲を受けて、戦地と指定した地域以上の危険な地域もあったわけですから、大東亜戦争の末期の機相は、恩給法の古い概念の、いわゆる外国の地域で危険な戦争に参加したというふうな立場でなく、国内も同じような危険地域であったわけですから、そのものはどういふふうにお取り扱いになるのでしょうか。

○八巻政府委員 今回の措置といたしましては、あくまでも終戦までの昔の恩給法に基づいて、それぞれ三月月の加算をつける地域、二カ月の加算をつける地域というふうな、地域なり時期なりを内閣告示に護っております。そういうものがすでに旧秩序として戦前に安定しておるわけでありまして、それを守って、その尺度でものを見ていくということにいたしたいと思っております。なお戦後の今日、いろいろな

価値判断もできると思いますが、やはり一つの技術としては旧秩序を守っていく。旧秩序によつて既裁定者と未裁定者とのアンバランスを調整していくということではない、收拾がつかないことになりまして、新しい観点での見直しとか、あるいは旧秩序にもなかったような加算を新しく設けるということについては、非常に慎重に考えなければならぬと思っております。

○受田委員 旧秩序ということをしきりに言われておりますが、これは実態に即しなければならぬと思う。大東亜戦争のような規模の、国内戦などというものは予想もしなかった古い時代に作られた規定を、今ごろそのまゝ用いて価値判断をするというものは、私は公平の原則に反すると思つて、実際戦地であつてもその危険の度合いがはなはだ薄いとすることもあつたし、国内であつても大東亜戦争の末期の機相は、大都市及びその周辺などは、非常に危険にさらされたので、戦地、危険地域と指定されたところ以上の危険を感じておつた時期があつたのですから、そういうものを全然無視して、危険の度合いを旧秩序で考えていくというふうな旧概念でこの問題が処理されると、新しい時代感覚から見たらはなはだ公平の原則に欠ける。国内で特別危険な地域に勤務した人、戦地から帰つてきて、国内の危険地域に転勤して終始空襲にさらされて、多くの犠牲者も出たところで勤務された人が除外されるということになると、先ほど申し上げたような立場から見ても、旧秩序が大東亜戦争の機相では、末期では変わつてきたのではないか。そのこ

とまで含めたものを旧秩序として見るべきではないかと思う。

○八巻政府委員 その旧秩序と申したことが、非常に古いというふうな感じを取られたかもしれないが、価値判断としてそうした危険であるかないかというところは、戦争の終結までにおいて十分勘案してあつた告示が出ておるわけでありまして、一般的に内地は戦場にならなかつたというふうなことからいって、内地についてのそうした地域的な加算は認めないわけではございません。これらを新しい観点から、内地もどこをどうと見ようかということにつきましては、新しい問題として提起されるわけなんですけれども、今回の既裁定者と未裁定者との恩給内部における不均衡を是正していくという趣旨から、さらに前進した問題になるわけであり、慎重に検討しなければならぬと思つております。

○受田委員 慎重に検討しなければならぬというところで、検討の種になることを局長が今御表明されたわけですから、検討すべきものじゃないという問題でなくして、慎重検討の種になるような御答弁があつたわけですから、これは非常に大事なことで、そこまで配慮してあげてやるならば、公平にやつてあげるという形をおとりになるように、その骨は折れないと思つております。

それからもう一つ、この加算制度では、この加算を計算すると、既裁定者の中、あるいは普通軍人恩給を受ける人の中にも、加算を認めればもっと額が高まる者がある。三年勤務した者と、実質は十年も十五年も勤務しておる者と比べてときに、十年も十五年も

勤務した者は加算が認められない。そして短い期間の者が加算を認められるという不公平が一応出ておる。この問題はどうか解決なさいますか。

○八巻政府委員 その点は御説明しておかないと誤解があらうと思つて、御説明いたします。加算と申しまして、たとえばニューギニアならニューギニアの戦地に三年参りまして、それに対する加算が一年について三年ということ、プラス九年、十二年になるということ、普通恩給年限に達するわけでありまして、従つてそれによつて普通恩給が給されるわけでありまして、その場合は十二年まるまるとしての計算ではございませぬので、百五十分の五十から十二年に足りない九年分を、一年について百五十分の四・五ずつ引いた額を給するのであります。従つて参ります十二年行つた人では額が違つて参ります。参ります十二年行つていれば、俸給に対して百五十分の五十ということで計算されますけれども、より少ない年限しか行つていない場合は、その短い年限一年について百五十分の四・五ずつ恩給額が減りますから、従つてその間のバランスはかえつてとれておるということになると思つております。

○受田委員 私が指摘しておることは、十二年以上勤務しておる者に戦地加算をやるならば、三十年にもなることになる、こういう場合の取り扱いを私は申し上げておるのです。

○八巻政府委員 ですから十二年以上、あるいは将校であれば十三年以上お勤めになったという方、これらはそれぞれの実在職に依つて、二十年なら

は百五十分の五十プラス七年、百五十分の五十七というところで計算されるわけでございます。それに對して加算がついて、それが増しになるということはございませぬ。

○受田委員 その問題なんです。四・五という基準は、これは一年に計算した場合は、あたりまえの引き方じゃないのです。特例的な引き方ですから。そういうものと、それから長期勤務して戦時加算を通算すれば相当なものになるであろう加算部分とのバランスはとれておりませぬ。そういうところの弁明をしていただきたいのです。頭をひねられる問題ではありませぬ。

○八巻政府委員 加算年というものは、恩給金額の上では、恩給金額の計算上では、プラスになる部分については反映しないというふうにお考えになつた方がよいと思つて、普通恩給を受ける資格を取得する、年金を受けさせるようにするための便法であつて、こゝろお考えになつていただければいいと思つております。

○受田委員 そういう建前でいくというところにされておるようですが、今の引き去る額が四・五というこの基準というものが、どうも私は納得ができません。それはどういふ基準から出されたのですか。そのことと関連するのです。算定基準を……。

○八巻政府委員 これは大体実勤が十二年で一年の三分の一、百二十日という分をもらへるといたしまして、一年について十日というふうな目安になるわけでございます。従いまして一年足りなければ十日ずつ百二十日から引いていいのではないかと勘定になる

と思ひます。それが結局俸給に對しては百五十分の四・五という割合になるということ、百五十分の四・五というものを算出しておるわけでございます。

○受田委員 一年の三分の一、百二十日を基礎にして、十日分を基礎にされるというの基準は、これはどうも……これは議論を申し上げると問題がこじれますから、一応お預けにしますけれども、実役三年、それから通算して何年、こういう関係において長期勤務した者と短期勤務して恩給を受けるに至った者との間に、同じような基準が用いられるのであれば、これは私は筋が通ると思ひます。

それからこの問題に関連してもう一つ申し上げたいのですが、旧文官で今度増額措置がされた部分は、六十才にならなければ支給しないという規定がある。ところが恩給の方でこういう特例を設けるといふことは、恩給法の原則に反しておるわけですね。これはどうしてお用いになっておられるのですか。旧軍人の場合には、五十五才で全額支給されることになる。退職公務員の場合には、文官の場合には、六十才というところで増額措置の部分が押えられておる。そこを一つ……

○八巻政府委員 恩給の基本年限に關する限りは五十五才から支給するといふことになっておりますが、今回の増額措置——今までよりもふる分については、できるだけ老齢者なり遺族なりという方に多く均霑していこうじやないかという手法が、昭和三十三年の法律百二十四号のときにも用いられたし、今回もそういう手法を用いておるのでございませうけれども、それは六

十才になるまで増額分を停止するといふ趣旨でございまして、これは全然恩給をそういう類にしないのだというこゝとではないのであります。六十才になるまで待つていただく、こういう趣旨でございます。

○受田委員 若年停止がそこまで引き下げられた場合——六十才というのとは若年じやないのですが、そういうところも何だか恩給法の建前から見て、六十才という新しい年令がここに生まれてきておるから、はなはだ奇異な感じがする。こういうところは、少なくとも五十五才で普通の恩給を受ける資格が発生するのでございませうから、増額部分を、年令を下げなくてもこれは当然五十五才というところで、今度の加算制度に認められる人もそういうことになつておるのですから、そういうパランスをおとりになる必要がある。この問題は議論になりますから、また社会保障制度を御採用された基礎として御答弁に相なるかと思ひますけれども、きよは一応問題点だけを出して、議論をしないことにします。

それからもう一つは、今度新しい措置をされた外国政府職員に恩給通算、つまり期間算入の問題、これなども従来の恩給法の建前からいふならば、非常に画期的なものであります。また実際に最近の、旧秩序ではなく新秩序でこれをやられたといふことなら、恩給法から見たら全く異質のものがここに入つてきたわけでありませう。こういうものを入れてくるというこゝとは、われわれは前々から、どういふ立場で外国政府に勤めた人も日本の要請で動いたのだから、ぜひこれをやれといふことを要求してきたのでありますけれども

も、これを入れることによつてまた新しい、まだ残された問題があるので。たとえば調査の中にある満州義勇軍に参加した満州訓練本部の職員として出かけた人が、強制的に内地の職員を退職させられて向こうへ行かされた。自己の意思ではなく、休職して行つた者もおれば、現職で行つた者もあり、また退職して行つた者もおるわけですね。こういうものは、国家の要請で無理にやられたといふものは同一に取り扱ふべきじやないかと思ひます。外国政府職員と同じ立場で、満州青少年義勇隊の訓練本部の職員として任じつた人を、同等に取り扱ふという措置をされるべきじやないですか。

○八巻政府委員 満州の義勇隊訓練本部は、私が記憶しておるところではこれは特殊法人——満州の特殊法人でありましたか、あるいは日滿合作の特殊法人でありましたか、少なくとも特殊法人でございまして、政府機関ではございせん。従ひまして、これが強制的に行かされたかどうかといふことは非常に問題でございませうけれども、少なくとも日本が満州開拓政策を立てて、そして青少年義勇隊を向こうへ送り込む。その人々を、まず満州移住協会が中心になつて、内原訓練所で訓練をした。その当時は拓務省の囑託といふことで義勇軍に俸給を支払い、満州に参りましてからは拓務省の囑託を離れて、満州義勇隊訓練本部の法人の職員になつた。この方々の前身は、おもに学校の先生方が多うございまして、その方々は義勇隊訓練本部を戦後は解体いたしました。また日本へ引き揚げてきて学校の先生をしていらつしやるといふ方もおると思ひます。これら

の期間についての通算の措置を、満州国政府の職員と同じようにするかどうか、こういう問題につきましては、これはもうした政府職員については、恩給法の上で、昭和十八年から日滿の交流人事からしてその通算措置を考えたのでございませうけれども、これをもうした法人の職員にまで適用するといふことにいたしますと、ただ単に満州義勇隊訓練本部の職員ばかりでなく、その他の法人の職員の期間といふものも問題になつてくるわけではございませう。恩給法の従来の体系からはなかなか消化しにくい、こういう問題になつてくるわけでありませう。

○受田委員 改正のおもな点の一つに、旧日本医療団の職員の期間通算があるわけでありませう。この日本医療団といふのは、どういふ形の団体だったわけですか。

○八巻政府委員 日本医療団といふのは、昭和十七年法律第七十号によりまして、国民医療法といふものによつて設けられました。そしてこれらはすなわち地方の都道府県の結核療養所であるとか、そうした公共の療養所が全部一つの日本医療団といふ公法人に一括されました。それが昭和二十二年法律百二十八号、日本医療団の解散等に関する法律によりまして解散をいたしました。この解散をいたしましたときに、その施設あるいは人的組織といふものがあつて厚生省に移管になりました。それぞれ国立病院の医官であるとか事務職員になつてきておるわけでありませう。これらの方々の中には、もうすでに退職年令に到達しておるものもあつたか、医療団期間の五年間が通算にならないといふために恩給になら

ないという方々もあつたので、これらも他の公法人と違つて、この組織、機能、人的にも全部一括国に引き継がれたという特殊性を考えまして、これを通算していこうということでありませう。

○受田委員 この医療団の皆さんの期間通算については、私は前から大いに主張してきたことだし、これはけつこりなことだと思つておる。思つておると同時に、私が今指摘したような満州の特殊法人も、医療団と同じような性格を持つて、満州国における特殊法人のそういう人が、また無理やり向こうで任務につけさせられて戻つて再び公務に従事してありますから、政府の指導が強制的であつたために、前後公務に従事しながら中間がはずれておるといふ奇怪な姿になつておる。これも今の医療団の期間を算入すると同じような条件で、満州のそういう特殊の任務を持った、満鉄の職員の中にも満州政府の囑託という立場に立つた人もおるわけでありませう。そういうような公務性を持つておつて、国家の任務に従ひ国家目的に協力したといふような立場の人は、公的資格を持つては当然算入措置をとられるべきではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○八巻政府委員 恩給法は、従来ともそういう恩給の体系の中に取込むといふものを非常に限定しておりました。そういうような法人職員といふものを一般的に取り込むといふことはいたしておりませう。そういう特殊な組織とともに、あるいはその業務そのものが国に移管になつたといふふうな特殊な形態をとられて、そしてその間に通算をやつておるといふだけであ

まして、それ以上野放しに一般の法人期間といふものの通算措置は、とつておらないのであります。もしもそういうことをいたしますと、全体の体系がくずれてしまふということをおそれるものであります。

○受田委員 今回の特別措置は全部体制をくずしておるのですが、国民の要請にたえて改正案が出ておるので、従つてこれと類似のものではできるだけ広く救ふという御処置をおとりにならないと、公平の原則に反するわけですね。前後の期間のみならず、中間も国家の要請で無理やりやらされたという、こういう問題は一つ十分検討しておいていただきたいと思ひます。私はきょうは回答を求めるとは困難であらうと思ひますので、これは御研究を願ふことにいたします。

もう一つ最後に、国鉄の職員の中に国家公務員共済組合法、すなわち旧法による共済組合年金をもらつておる人、これは昭和二十三年六月以前にこの人々の年金改定措置といふものが、従来文官に準じてやられておつたのであります。今、これとやはり同じように考慮されることになつておるのですか、どうですか。

○八巻政府委員 これは大蔵省の所管でありまして、別途この昭和二十三年六月三十日以前の退職文官の措置とあわせて、同じような法律が出ております。これは衆議院の方は大蔵委員会を通じて、ただいま参議院の内閣委員会にかかつております。

○受田委員 そうしますと、これは公平の原則を一応実行していただいておりますのであります。

もう一つ、傷病関係の恩給年金の問題ですが、これは今回の加算措置によつて戦時加算が認められたのであります。傷病についても、そういう算出基礎につき戦時公務に認めるといふ形をおとりになるべきではないかという意見を持っております。これを戦時加算に準じたところの取り扱いをされる必要はないか、これを一つ御答弁いただきたいと思います。

○八巻政府委員 受田先生もすでに御承知だろふと思ひますが、これは昭和二十八年法律第五十五号制定のときに、従来戦時公務、普通公務という別を廃止して、傷病者あるいは遺族という方々に対する処遇をいたしまして、その公務によつて死亡し、あるいは傷ついた、病氣になつた、こういう原因が、戦時に従事して敵のたまに当たつたか、あるいは流行病のマラリアにかつたためであるかというようになつた、そういう原因を問わないで、現に存する障害といふものに重点を置いて補償額を定めるという建前に改めたわけでございます。これはその額を戦時公務によつた場合はそれよりもふやすという考え方にはつきましては、その当時も賛成しておらないわけでございます。今日もなかなかむずかしい問題だろふと考えております。

○受田委員 むずかしい問題というが、戦時加算ができた以上は、そういう戦時公務といふ昔の旧秩序はやはりそこでは出されて、その部分については特別の措置をするというのが順序としては、今改正案の対応策としては私は適当じゃないかと思ひます。

もう一つ、傷病者の、つまり子供さんが生まれた場合の家族加給について

の差等の問題、これはもう全部の子供さんを対象にすることになつたことは非常にけっこうでございますが、差額を依然として設けておるわけですが、この差額を廃止して、その配偶者、第一子という基準にまとめるという方針をおとりになるべきではないかと思ひます。

○八巻政府委員 増加恩給受給者の場合に、退職後の子女にも加給をつける、こういう問題につきましては、一般の年金制度においては保険事故が発生した以後の状況の変化といふものは入らないで、保険事故が発生した当時の現在の状況に應じた給付をするという原則に對する大きな例外になつておるわけでございます。この退職後に出生した子女についての金額を二千四百円という額に制限しておられます。これは、ほかの年金制度等とのバランス上、どうしてもその程度の差等をつけておかなければならぬだろふ、こう思つております。

○受田委員 私はもう大事な問題だけ提供して、論議をしないでどんどん急速度に進んだわけでございます。もう一つおしまいに、今回の恩給法の改正でできるだけ多くの人を、國家の公務に従事した人々を救ひ、特に軍人の立場で陸海軍の学生生徒までもこれを適用するといふような配慮を漸次拡充強化されておる点については、われわれとしては原則的に賛意を表するわけですね。これが一般大衆、國家の公務に従事した一般大衆にまで公平に及ぶという立場をおとりになるとするならば、まだまだ今も指摘したところに幾多の問題がある。これを一つ十分御考慮を願ひたい。

最後に過去の公務員のベース・アップといふものの問題その他について十分検討をして早急に具體的な方針をお示し願ひたい。

いま一つ、この戦争に關係した問題で残されておるのは、私たちはこれに非常に批判的な態度をとつて臨んできたわけでございますが、金鵄勲章の年金受給者が取り残されておる問題が一つあるわけでありまして、この金鵄勲章の年金一時金を含んだ、この金鵄勲章の年金制度といふもの、この受給者の老齢の人々に対して、何らかの措置をとらなければならぬという動きが国内にもあり、また政府内部にもあると聞いておるが、これはどういふ形での金鵄勲章年金受給者、一時金を含む受給者の生活保障という態度をお持ちになつておるのか、総務長官はそういう實情の属する長官としての御見解があると思ひますので、お答えを願ひます。

○藤枝政府委員 金鵄勲章年金受給者についての救済の処置については、かねがねいろいろ各方面からその要望があるわけでございます。政府内部といたしましては、予算の編成にからんで種々検討をいたしたのでございまして、今回の恩給法改正等とからんでは提出をしなければならぬとございまして、しかしながらその後も自由民主党の内部におきまして、いろいろと御研究になつておるようございまして、それらの動向ともならみ合せて善処して参りたいと考えておる次第でございます。

○久野委員長 山内広君。

○山内委員 この恩給法はなかなか私のようなしつろうには取りつきにくい

めんどうな問題でありますし、何回も根本的な改正を加えられて今日に至つておりますので、あるいは私の思い違ひから質問することもあるかも知れませんが、御指摘いただいたと思ひます。特に今臨時恩給等調査会の正メンバーであつた受田さんから、相当詳細にわたつてお尋ねがありましたので、私のお聞きすることの大半がなくなつたわけでありまして、少し私なりの立場から深めた御質問をしておきたいと思ひます。

この恩給論議を通じて考えさせられることは、私どもの考え方からすれば、むしろ旧軍人恩給の復活というよりも、社会保障制度でいきなり、特にあつた戦争で國家總動員によつて、軍人以外の者も相當に犠牲者を出してあることは、受田委員の言われる通りでありまして、私も全く同感なわけでありまして、しかし局長の答弁を聞いております。しかし局長の答弁を聞いておられるならば、ある程度の線を引かざるを得ないといふことも、一応財政面等を考えたならなすけないでもないわけでありまして、

そこです。最初にお聞きしておきたいのでありますが、これからお尋ねすることは、御答弁を得やすいように提案理由の説明の順序に従つて一応お聞きしたいと思ひますので、先の方からいつていただきたいと思います。最初の方ですけれども、別にあげ足とりをするわけではありませぬけれども、三十三年から四十年にわたつて相當に是正措置を講じた、問題の大筋が解決された、こういうふうに断定しておられるわけでありまして、ところが今いろいろお聞きしておりますと、大筋といえ

めんどろな問題でありますし、何回も根本的な改正を加えられて今日に至つておりますので、あるいは私の思い違ひから質問することもあるかも知れませんが、御指摘いただいたと思ひます。特に今臨時恩給等調査会の正メンバーであつた受田さんから、相当詳細にわたつてお尋ねがありましたので、私のお聞きすることの大半がなくなつたわけでありまして、少し私なりの立場から深めた御質問をしておきたいと思ひます。

この恩給論議を通じて考えさせられることは、私どもの考え方からすれば、むしろ旧軍人恩給の復活というよりも、社会保障制度でいきなり、特にあつた戦争で國家總動員によつて、軍人以外の者も相當に犠牲者を出してあることは、受田委員の言われる通りでありまして、私も全く同感なわけでありまして、しかし局長の答弁を聞いております。しかし局長の答弁を聞いておられるならば、ある程度の線を引かざるを得ないといふことも、一応財政面等を考えたならなすけないでもないわけでありまして、

そこです。最初にお聞きしておきたいのでありますが、これからお尋ねすることは、御答弁を得やすいように提案理由の説明の順序に従つて一応お聞きしたいと思ひますので、先の方からいつていただきたいと思います。最初の方ですけれども、別にあげ足とりをするわけではありませぬけれども、三十三年から四十年にわたつて相當に是正措置を講じた、問題の大筋が解決された、こういうふうに断定しておられるわけでありまして、ところが今いろいろお聞きしておりますと、大筋といえ

めんどろな問題でありますし、何回も根本的な改正を加えられて今日に至つておりますので、あるいは私の思い違ひから質問することもあるかも知れませんが、御指摘いただいたと思ひます。特に今臨時恩給等調査会の正メンバーであつた受田さんから、相当詳細にわたつてお尋ねがありましたので、私のお聞きすることの大半がなくなつたわけでありまして、少し私なりの立場から深めた御質問をしておきたいと思ひます。

この恩給論議を通じて考えさせられることは、私どもの考え方からすれば、むしろ旧軍人恩給の復活というよりも、社会保障制度でいきなり、特にあつた戦争で國家總動員によつて、軍人以外の者も相當に犠牲者を出してあることは、受田委員の言われる通りでありまして、私も全く同感なわけでありまして、しかし局長の答弁を聞いております。しかし局長の答弁を聞いておられるならば、ある程度の線を引かざるを得ないといふことも、一応財政面等を考えたならなすけないでもないわけでありまして、

ば大筋かもしれませんが、問題はまだまだくさん残されているわけでありま
す。そうしてしかもそれについては長
官は、謙虚な気持で是正の用意もある
ようでありまうから、もしこれが大筋
が解決されても、あとは政府としては
手をつけないう方針であれば、こ
れはまた私は聞き方も違うわけであ
ります。そういう心がまえで検討の用意
があるというので、若干お聞きして
おきたいと思ひます。

最初にお聞きしたいことは、軍属の
定義であります。そのことは今受田委
員の質疑応答の中で気がついたのであ
りますが、私ここに持つておきますの
は、内閣委員会調査室で作りました「恩
給法の手引」という中の軍属というの
を見ておるわけでありまう。それで恩
給法の軍人と、それから援護法に回つ
た準軍属の關係は、その問題がないと
思ひます。これはさうぶる明瞭だと思
ひます。ただこの軍属の場合に、これ
は戦争を経験したわれわれは皆承知し
ておるのでありますけれども、いろい
ろな形の軍属がありました。各職域が
あけて軍命令でもって、たとえばその
仕事を多少サボタージュしたら軍法
會議に付せる、そういう強い指導のも
とに軍属としての任務を果たさせた。と
ころがこの恩給法上で定義を下してい
る軍属の中には、陸海軍以外は含まれ
ておらない。このことがいろいろな問
題を引き起す、議論の出る要点だと思
ひます。あの当時軍属として発令し
た各種の職域をやはりこの中に入れて
解釈をしていくべきである、私はそう
思ひます。これは相当に問題があると思
ひます。一つは私今考へておるの、たと
え

は船舶運営会の人たち、あれは海軍の
命令で船と一緒に輸送船としていろ
ろ戦地に行かれた人です。船と運命を
ともにした人もたくさんおるわけ
です。ところがあの船舶運営会の人たち
は、民間の会社が給与を出しておるか
ら、そういう意味で恩給法の適用がな
いというの、おそろくあなたの方の御
答弁だと思ひます。そこで私がお聞
きしておきたいことは、陸軍も海軍も
国で給料を払つておる、だから当然恩
給の対象になる、こういうことだと思
ひます。陸海軍の、国から予算をも
らった軍人以外にも、国家から同じよ
うにもらつて軍属の命令を受けて、そ
うして戦地で戦つた人もある。そういう
意味でこの軍属の定義を訂正されるお
考えがないのかどうか。もつと拡大し
て、先ほど受田委員の指摘されたよう
なことは、全部といかぬでも、一歩前
進された形で、当時国から給料をも
らつておつて軍属として発令された民
間の人、あるいは民間の人はないかも
しませんが、具体的に言へば国鉄の
職員のような公務員、そういう者につ
いて考慮する必要があるか、この点を
まず最初に伺ひたい。

第一類第一号 内閣委員会議録第三十五号 昭和三十六年五月十六日

けです。そのときに向かうの命令で
は、軍人というばかりでなく、軍属と
いうものも、つまり恩給法上のレー
ルに乗っている軍人と同じようなレベ
ルの人たち、すなわち軍人と同様の勤務
に服して、軍の勤務についておつた軍
人以外の公務員も、やはり軍人と同じ
ように扱おうじゃないかというので、
それで陸海軍内の軍属というものを定
義したわけなんです。すなわち、たと
え申し上げると、陸海軍大臣とか政務
次官、参事官、書記官、医師、法務
官、司政長官、司政官、陸海軍の看護
婦長、看護婦、看守長、看守、巡査、
警査、そういうような陸海軍内のい
ゆるそつた文官についても軍人と同
じように扱おうというので、そつた
たカテゴリーを作つて恩給法上の軍属
という言葉を与えたわけなんです。今お
話の、いわゆる一般に言うところの軍属
というものは、これは対象になるとす
れば援護法の対象になる。そつた恩
給法のレールに乗つていた人たちの戦
争犠牲者というものは、恩給法のレー
ルで救おうじゃないか。それから漏れ
た人たちの処遇というものは、援護法
というもので救おうじゃないか、こ
ういふ建前になっておるんです。そこで援
護法の方では陸海軍の雇用員であつた
徴用工であるとか動員学徒であるとか、
か、おおよそ国の命令のもとに行動した
人たち、こつた人たちが戦争犠牲者
こつた者に対して、一定の処遇を
講じようというの、援護法の仕事で
あります。従つて今お尋ねの軍属はど
れに当てはまるか、ちよつと具体的に
よくわかりませんが、もしもそつた
人たちに對しての処遇を何らかの形で
するとすれば、援護法の中であるとい

うことになると思ひます。従つて援護
法の中でも、一般的な軍属というもの
と、恩給法による軍属というものは、
カテゴリーが違ひますので、その点を
御了承願ひます。

○山内委員 私も援護法と恩給法の対
象の相違のあることは、さきに触れた
準軍属というところで申し上げたと思
ひます。承知してお聞きしているわけ
です。私のお聞きしたい点は、当時公
務員として当然文官の恩給を受ける資
格のある人が、たまたま戦争で軍属と
しての命令を受けている。そして實際
に戦地に行つてゐる。戦地といつても
第一線でなくとも、そつた場合のこ
とを申し上げてゐるわけなんです。おわ
りになりましたか。

○八巻政府委員 今の御質問の点はた
しか、たとえば野戦鐵道の機関に勤
められる方々だと思ひますが、それは
当然郵政事務官なり鐵道の書記官なり
あるいは書記といふ身分を持つてゐる
わけでありまう。これは当然一般文官
として恩給法上の処遇を受ける、こ
ういふことになるわけでありまう。

○山内委員 それで平時で文官として
の恩給がつけられる場合にはいいので
す。ところが途中でもつてその人がけ
がをして、足がなくなつた、手がなく
なつたといふ人を私も現に知つてゐる
わけなんです。そつた人が軍属としての
対象にならないために不利益な処遇を
受けてゐる、そのことを是正するため
にお聞きしているわけなんです。では具
体的に申し上げます。青函連絡船は御承
知の通り特殊な形態でありまして、海
軍が非常に強力に軍属として発令し
た。ところが終戦間近になつた二日

間、グラマンの攻撃で連絡船が全部
沈没した。そのときたぐさんの職員が
死んだりけがをしておる。そつた
うときには、そつた問題がなければ
文官としての恩給はつけ得るわけであ
ります。ところがあつたときの処遇
は、軍属としての命令はしておくれ
ども、これは適用を受けないのだとい
うことで除外されてゐる。そつた事
実があるのです。これは一つの例であ
りますが、ほかにもたくさんあるの
ではないかと思ひます。船舶運営会に
たくさんあると思ひます。ただあれは
民間会社が金を出しておるから、
そつたであつた方を責めることは困難
だといふ前提に立つて、同じ国家公務
員であるこの人たちの処遇をどうし
てくれるか、こつたお尋ねでありま
う。

○八巻政府委員 今具体的な例をあげ
て御質問になつたわけなんです、そつた
場合でございませう、その御本人が
恩給法上の公務員、すなわち文官であ
るといたしますれば、当然公務員、
あるいはなくればその遺族に対する
公務扶助料といふものが支給されるわ
けでございませう。ただお尋ねの点は
そつた方々が国鉄の中の雇用員で
ある、こつた場合だろつと思ひま
う。雇用員である場合にはもちろん恩
給法の適用がございませうから、そ
れらについては先ほど御指摘がござい
ましたが、旧令共済組合法の長期給付
の適用があるだけであります。従つてこ
の場合に、戦時災害であるならばその
旧令共済組合法上適用がない、こつた
うふうな事象があつたと思ひます。普
通の災害事故であれば旧令共済組合法
の上の長期給付として扱われるけれど

七

も、それが戦争災害であるということ
は、こういう場合には保険の数字の上
に載っていないのですから、そこで
共済組合の対象にしない、給付の対象
にしないという問題があったと思いま
す。これらにつきましては国の雇用人
であるという建前からいたしまして、
おそらく援護法で救つておるはずで
ございまして、その穴を埋めようとい
うのが援護法の建前でございますか
ら、おそらくそれは援護法で救われて
いると思うのでございすけれども、
こまかい具体的なケースについてはど
うなのか私よく知りません。

○山内委員 私実は援護法の網で救
われているかどうかわかりませんけれ
ども、これは一つ将来の研究課題とし
ていろいろまた私からお話ししたい
と思ひますので、課題として一つ御研
究いただきたいと思ひます。

その次は同じような問題が海上のこ
とになります。戦地と非戦地の場
合、これをどこでどういふふうに区別
されるのか、具体的にお聞きします
が、海上はどうなんですか、この点を
お尋ねいたします。

○八巻政府委員 これは加算の点だと
思ひますが、その加算の指定の
地域の範囲というものは個々の告示で
指定してございまして、太平洋のこの
海域であるとかいふふうに個々に指定
してございまして、具体的にこの沿
岸はどうであるとか、その辺はどうと
かというところはこゝではちよつと申し
上げられないのでありますが、そゝい
うきめ方をしております。

○山内委員 実はその指定がどこかに
あるかと思つてずいぶん私を見たので
すけれども、いただいております資料の中

には実はないわけなんです。そこで海
上というものが全部あの当時のあとい
う状態ですから戦地と見なされること
になり、ここにまた一つの問題が出て参
ります。その点もし御回答を得られな
ければこの次でもよろしいのですが、
陸上だけが非戦地であつて海上は戦地
なのかどうか。しかもその場合の領海
というふうな問題はどうか、お伺
いたします。

○八巻政府委員 技術的なこまかいこ
とになりますから、説明員の方から説
明させていただきます。

○中嶋説明員 告示の点についてお答
えいたしますと、大東亜戦争になつてか
らは内閣の告示で概括的に、太平洋に
おいて戦務に服した場合に一月につ
いて三月を加算するといふ告示が出て
おります。ただ太平洋につきまして、
ただし内地の沿岸、港湾を除くとなつ
ておりますから、たとえば瀬戸内海が
太平洋の中ではないかといふふうなこ
とは起こつてこないと思ひますけれ
ども、いわゆる外洋であります、これ
は加算のつく、地域になつております。

それからその前のシナ事変等におき
ましては、先ほど受田先生から御指摘
がありましたように戦争の態様が少し
違つておりましたので、そういう太平
洋という指定をせずに、シナの地域と
いふふうなことにしております。内地
から出発する人たちが内地の港湾から
出発すれば、シナの本土に着く前から
加算がつくという形になつておりま
す。

○山内委員 戦時加算は太平洋地域と
いう大きな包括的な対象である。そう
いたしますとあまりこまかくなつて気
の毒ですけれども、またこれからいろ

いろ未裁定者の申請などがあつた場合
に、適用するとかしないという問題が
出ると思ひますので、明らかにしてお
きたいと思ひます。そゝしますと
津軽海峡は太平洋地域と了解してい
いのかどうか、これを一つ御説明願ひた
いと思ひます。

○中嶋説明員 津軽海峡そのものの中
で服した場合、これは太平洋の中に、
先ほど申し上げました港湾、沿岸を除
くといふ中に入りまして、加算はつき
ません。ただし先ほど申し上げまし
たように、たとえば函館を出て、それ
から津軽海峡の港湾を経ずに太平洋ま
で行つて、そういうことはないと思ひ
ますけれども、そうしてフィリピンへ
行つたといふような場合には、函館を
出たときから加算がつく、かようなこ
とになつております。

○山内委員 大へん明瞭になつてきた
わけですが、あの当時御承知かと思ひ
ますが、グラマンがやつてきたとき
に、あるものは港に逃げ、あるものは
追われて太平洋に出て行つて、相当船
がいためつけられ、それであつて沿
岸にのし上げて多少でも人を救つたと
いうことで、あの沿岸で沈んだといふ
事実もたくさんあるわけですが、こうい
う場合などは、今のお話であると適用
させて差しつかえないといふふうに私
は受け取るわけです。またその解釈し
てやりますと、あの辺を逃げて歩
き、どこで沈められたか今わかつてい
るのですから、そういう広い意味の解
釈で適用していただくのが当然だと思
ひますが、その辺もこれはいろいろ
の申請があつた場合に、具体的に御判
断をいただく資料として参考までに申
し上げておきたいと思ひます。

それでは次に質問を移しますが、法
律案要項の三番目に、普通恩給または
扶助料で支給されないものとして、
イ、ロ、ハと三つ書いてあります。こ
のイとロは具体的にどういふことな
のか、実例でお示しいただきたい。

○八巻政府委員 第一点の「普通恩給
の給与開始前に恩給法に規定する普通
恩給を受ける権利を失ふべき事由に該
当した者及びその遺族」といふのは、
たとえばさつき処刑の話が出ましたけ
れども、三年をこえる刑に処せられた
といふような場合には失権してしまつた
というわけですが、あるいは国籍を失つた
というわけです。あるいは扶助料の給与開始
前に恩給法に規定する扶助料を受ける
権利又は資格を失ふべき事由に該当し
た遺族、これはたとえば奥さんなら
奥さん、未亡人が軍人の死亡後どつ
かへ再婚した、こういう場合には失権す
るわけでありまして。あるいは子供さん
なら子供さんが養子に行つたといふよ
うな場合には、同じように失権するとい
うわけでありまして。

次にハのことについても申し上げ
ておきますが、「普通恩給を受ける権
利が旧軍人軍属退職の時から発生して
いたとしたならば、恩給法以外の法令
の規定によりその権利が消滅すべきで
あつた者及びその遺族」、これはなか
なかわかりにくい表現でございすけれ
ども、これは御承知の通り昭和三十
四年の十月一日に恩給が恩給法から国
家公務員共済組合法に移り変わったわ
けです。従つて国家公務員共済組合法
になつて、ずっと現在も再就職してき
ている、こういう人につきましては、
それ以前の恩給上の権利は消滅してし

まつて、国家公務員共済組合に移つて
しまつた。そういうふうに消滅した権
利がある場合には、それに対しては支
給しない、こういうことでございま
す。

○山内委員 わかりました。その次の
四番目なんです、一時金を支給され
たが、これを返した場合は、もちろん
十五分の一という問題は起きてこない
わけですね。そうするとこれは本人の
意思にまかして、返したければ返せば
いい、これはアップしないので、現金で
もらつた当時の金額なんです。そう解
釈いたしましたので、その一時金の十五分
の一の減額をするといふ、その十五分
の一という考え方はどういふところか
ら出ておるのですか。

○八巻政府委員 この十五分の一とい
う思想は、恩給法の規定にございまし
て、六十四条の二の規定にございまし
て、恩給法ができたときから、一時金
をもらつて、そうしてその人が一時金
の基礎になつてゐる在職年数を通算し
て、その後普通恩給をもらつたといふ場
合には、その調整規定として十五年賦
で返すという思想が打ち立てられてお
りまして、十五年賦で返すのがいい
か、二十年賦で返すのがいいか、十年
賦で返すのがいいか、これは問題であ
りますけれども、年金の平均的な受給
年数といふものは、大体その辺である
といふことで押さへまして、そうして客
観的に十五分の一といふふうにしてお
ります。その例をとつております。

○山内委員 これは十五分の一がいい
のか十分の一がいいのか、私もわかり
ませんので、こういう法律であります
からそれはそれといたしまして、この

制度は全部の恩給に通ずる規定なんですか、軍人だけですか。

○八巻政府委員 この一時金と普通恩給との調整規定というものは、全部に通ずる思想でございます。

○山内委員 そうしますと、先ほど受田委員からお尋ねのありました国鉄の方の年金も、これと同じような制度で、その趣旨が盛られた改正になるということですか。

○八巻政府委員 お尋ねの御趣旨はさういふことだろと思ひます。つまり恩給法で今度加算によつて普通恩給になつておる。それが共済組合の上でも同じ価値に認められるかどうか、こういう問題だと思ひます。これはさういふ恩給法上のさうした一定の年金を受ける権利というものがあつたわけですから、その人が共済組合の方に行つて、さうして在職年をずっと通算してみたとすると、向こうの二十年に達しない。さういふふうなことで年金をもらえないということがあるわけですね。さういふ場合においても、すでに軍人恩給についての恩給権が打ち立てられておる。その部分については、あくまでも向こうの退職年金において、その限度においては保障していくという思想は貫かれております。

○山内委員 これはまたさういふことになりません、相手は向こうの年金制度ですけれども、ちよつとお聞きしておきたいことは、さきも話が出ましたが、昔は用人、雇員という制度があつたわけですから、今現実の例で申しますと、極端な例を言へば、三十年国鉄に勤めておつたところが判任官になつて十年でやめたために、その人は一時恩給をもらつておる。ところが今

は雇用人期間というのは、全期間をそのまま通算されるのか半分をするのか、わかりませんけれども、とにかく通算になつておるはずですから、さういふことになりません、この一時金を返すなりあるいは十五分の一の制度を適用されるということになれば、この人は恩給を受ける資格を持つわけですから、これは大へんな差になる。その点を少し御説明願ひます。

○八巻政府委員 公共企業体共済組合法にいたしまして、また国家公務員共済組合法にいたしまして、この恩給の年限といふものは、恩給公務員期間として通算して、しかも雇用人期間も通算して、それぞれ退職年金を給する規定になつております。ただしさしおそれ以前に、その基礎となる在職年に応じて一時金をもらつておるという事実に対しては、一定の調整期間を設けて、行き過ぎにならないように、つまり二重給にならないように、さういふような処置はそれぞれ講じております。

○山内委員 確かに二重支給をしてはいけないと思ひます。たださういふ制度を作られることによって、かなり恵まれる人が出るわけですから、向こうも同じように公平な原則に従えればそれでけつこうです。そこで念のために何つたわけですか。

それではその次に聞きたいのですが、それは特例の扶助料といふものが、今度できましたか。それは陸軍の士官学校とか幼年学校の学生に対する扶助料だと思ひます。今ここに文書を持っておりませんが、法律案に出ておると思ひますが、私ゆへべつてみても、解釈のしよによつては、陸海軍

の学校の学生だけ、さういふことにならざるように思ひますが、この適用の範囲はどう解釈するのですか。逆に申しますと、あのときに学徒出陣といふことで多数の一般の大学生などが全部引つぱられたらどうか、動員を受けたわけですから、さういふ人も当然恩給を受けるのであらうと思つて讀んだが、どうもさうでもないらしい。それでははなはだ私は不公平で、気の毒な学生がたくさんおると思ひます。

○八巻政府委員 恩給法の対象になります者は、軍人、文官、それから軍属、準軍人、準文官、今問題になつておるのは準軍人で、いわゆる陸海軍学校学生、生徒といふ方は、準軍人という地位を恩給法の上で持つておるわけですから、この遺族に対する恩給の特例法の面では、現在の法律の上では準軍人の中でも見習士官とかといふ方々に對しましては給与の対象になつておりますけれども、学生、生徒、つまり士官学校の生徒であるとか幼年学校の生徒であるとかといふふうな方々に對しましては、対象になつておらない。そこでこれらの人々に対しては対象を広げようといふので、援護法三条に規定する「在職期間」といふのを讀み直して、それにのみ広げようといふ技術的な方法を用いておるわけなんですけれども、今御指摘のさうした学徒動員の方々といふのは、軍人とかあるいは今申し上げた準軍人には身分的になつておらないわけですから、そこで学徒動員の方々は、さういふ方々が爆弾で傷を受けるとかあるいはなくなられたといふ面につきましては、援護法の方でこれを手当をするといふ建前になつております。

○山内委員 わかりましたが、それは援護法で、この学徒動員を受けてなかつた方々の家族の扶助と、それから今ここに出されておる特例扶助、この待遇といふものは、差はどれくらいなんです。同額ですか。

○八巻政府委員 援護法の上で、動員学徒の方々の戦死といふことに對する恩遇といひましては、遺族給与金といふものがあつておる。この遺族給与金の年額はたしか二万五千だつたと記憶しておる。でありますから、大体一般の兵士の公務扶助料の半分でございます。しかもこの期間といふものは、終身ではございませんで、五年間といふことに期間を限つておる。さういふ身分の違ひなり勤務の態様の違ひから、そこに若干の差をつけておるというのが実情でございます。

○山内委員 これはものの考え方ですけれども、初めから兵隊を志望して士官学校、幼年学校へ入つて、さうしてたまに当たつた人と、それからほんとに兵隊に行きたくないのだけれども、大学に上がつておるのに、無理に徴用にかかつて動員で死んだ、さういふ人の方が、この法のもとでは薄い保護を受けるというところは、私ども納得がいかなない。やはりあの当時の動員態勢から見たら、学徒動員も同じく、この援護法を改正して、もう少し恩遇を上げてやる必要があると思ひますが、それについての考え方を伺ひたい。

○八巻政府委員 その問題は私ちよつと所管でございませんで、御答弁に窮するわけでございますけれども、厚生省方面におきまして、二分の一で

いいのか、あるいは七割五分にしななければいけないのか、あるいは同額にしなければいけないのか、厚生省でいろいろ御要望を承つて研究しておられると思ひわけでありませう。

○山内委員 長くなりましたのでもうすぐやめます。この提案理由の説明の第五点なんです、文官の高等官と判任官の是正をやつたといふことなんですけれども、この法律案を見ただけではちよつと理解できないので、これを具体的に……

○八巻政府委員 この法律案の要綱の一番最後に、さういふ三段にした表がついておる。これを御覧いただければ多少おわかりになると思ひます。ここに書いてありますように、判任官の十一級俸といふところから判任官の五級俸といふところまでのクラスの人間に對しては三号上げる、それからそれ以上、判任官一級俸の手前までの二号上げる、それから奏任官の一級俸の六号の手前まで一号上げるということ、上げ方につきましては下の方に重点を置いて、そして一番上の方、いわゆる昔の高等官五等といふところ以上につきましては、大体新旧のバランスがとれておるという考え方からいたしまして、そこまでは限度として今回は是正をいたしました。

○山内委員 これもまた内容を検討すると意見も出さうですが、これは皆さんの御修正を認めてこのままでよろしいと思ひます。

法案の内容については以上でありますけれども、この際ついでですから一点何つておきたいと思ひます。それは通算の問題です。たとえば地方公務員から国家公務員になつたとか、国家公

務員から地方公務員になったという場合、これらもかなり是正されております。それはよくわかるわけです。ただこれは具体的な例を申し上げた方がはつきりしていると思うのですが、私が地方議員をやったときに、監査委員の事務局の職員になりました。それが通算されないという事実を訴えられて、不合理なことを今もって記憶しておるわけです。そういうことがあるのかどうか。同じ地方公共団体の一部局である監査委員の事務局の職員に発令になったばかりに、中斷されるということは非常に不合理だと思ひますが、この点はどうですか。

○中嶋説明員 お答えします。通算というのは範囲が順々に広まって参りまして、先生のお話にあるのは、まだ一般の地方の退職料規程の適用と恩給法の適用等のある職員間の通算という問題が起る前のことではないかと思ひます。その前におきまして、たとえば一般の内務省系の官吏からそのまま居残つていた人につきましては通算になつたわけですが、ところが学校の先生の系統とか警察官の系統の人からいいますと、違ふ部局に行つた場合には恩給法の受給が切れるという立法例がございまして、そういう職域が違つた異動をしますと、かつては通算されなかつたという例はございます。現在においてはそういう例はないと思ひます。

○山内委員 たしかこれも不合理は正で訂正されたと思うのですが、実はあまり古くない最近に同じような趣旨の投書を私にだしておつて、それでこれはまだ是正されないのかと思つたわけですが、御必要ならその書面をここにお目にかけてもよろしいのです。

以上で法案の質問は終つてしまつたが、この際長官に一言だけ伺ひたいと思ひますのは、いろいろ議論も出ておりますが、定年制の問題です。五十五才でやめるといふ問題、これは今政府はどういう方針をとられておるか、また年令の延びておる時代でありまして、六十才から六十三才になるのか、その辺も政府は相当検討されておると思ひますので、それを伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○藤枝政府委員 定年制の問題につきましては、いわば国家公務員の一種の若返りといふような問題も含めまして、政府部内においていろいろ検討をいたしておる最中でございます。現在のところは現実に、少なくとも国家公務員について申し上げますと、定年制をいくのがいかどうかといふことに、まだ踏み切れないいろいろな事実がございまして、現実に特殊な例は別といたしまして、上級公務員になりますと、言われておる五十五才とか五十七才とかいふところにならぬまでにやめる例の方が多いような関係もございまして、さらにもう少し検討をいたしたいと考えております。しかしながら地方公共団体は自分らでやりたいが、政府がやらないとなかなか踏み切りにくいといふようなことから、地方公共団体の実情からすると、定年制がきつたという実情にあるようでございまして、それらともあわせてさらにもう少し検討をさせていただきたいと考えております。

○久野委員長 次に保料善四郎君。○保料委員 時間も切迫いたしましたから、きわめて簡単に二、三点、要望と質問をいたしたいと思ひます。今度の恩給法の改正法案は、昭和三十三年に全面的に行なわれまして、ものを補足されておるわけでありまして、その当時九項目重要な問題が残つておつたわけでありまして。政府は内閣委員会において、委員長に答えて、それを善処するといふ約束をいたされ、それを今度着々実行をされた、このことは私は大へんけっこうだと思ひます。ただ一つ、恩給局長にお伺ひを、かつ御配慮をお願いしたいと思ひます。それは、七十五万失権者があるわけでありまして、その中では軍歴がなく年がかる人もある。これは大へんなところがかかるのではないでしようか。

○八巻政府委員 この法案がこの国会におきまして御賛成を得まして通りました。昨におきましては、各府県の世話課、厚生省の援護局、全員が待機をしておりました。この仕事の開始を待つておるようなわけでございます。その態勢の整備のために、現在海軍でありますれば艦隊の行動表を整備するとか、あるいは軍歴につきまして、すでに一ぺんやりましたものをもう一ぺん点検してそれを整備し直すとか、いろいろな準備万端を今から整えておるわけでございます。この仕事が始まりますれば、普通恩給につきましては三十七年の十月から支給ということ、まだ一年有余あるわけでございます。また遺族につきましては、わずかな数でございますけれどもこれはなかなかむずかしいと思ひますが、全員の努力して態勢を整備して、間違ひのないように、的確にということをお願いいたします。御期待に沿うようにやりたいと思つております。

○保料委員 今恩給局長の腹案を伺ひまして、大へん満足いたしました。ぜひそれを促進されるように格別なる御配慮をお願いしたいと思います。

もう一つは傷痍軍人に関する問題であります。今回の改正に対して、恩給局長もよく御承知と思ひますが、多数の傷痍軍人から修正の請願書が出ておる中で、第一は戦國公務員にしてくれといふ問題と、間差を旧間差にしてもらいたいといふことであります。これは私はもつともな御意見だと思ひますが、恩給局長としてどういふふうにご考慮を願ひたいと思ひます。

○八巻政府委員 この傷病恩給の年額につきまして、その公務の原因が戦國によつたか、あるいは普通のものかであるかといふことで差別をつけるということにつきましては、先ほど申し上げましたように、現在の傷痍の障害の存する点に重点を置くという考え方が、この差別の撤廃という考え方で踏襲してきたわけでありまして、今後ともその方向が正しい、こう思つております。また旧間差の還元、こゝろ問題につきましては、すでに臨時恩給等

調査会の報告にもございますように、重症には厚く軽症に薄くという精神をさらに徹底させるという答申もございまして、その線に沿つてできるだけ全体の調和をとつていくという趣旨で、今回の間差を是正したわけでありまして、全く戦前のものに戻すということとは軽症者を重く扱うということにも相なりまして、一般社会保険制度その他いろいろ均衡もございまして、また恩給調査会の答申にも反することに、なるので、にわかに御賛成いたしかねるというふうに申し上げておるわけでございます。

○保料委員 できるだけ一つ他とのバランスも考えて御考慮をお願いしたいと思います。

もう一つは、実は受田委員が質問をされてまことにその意を尽くされておるのであります。金鵄勲章の年金、一時賜金の問題、御承知の通りこの九割は下士官、兵であります。しかも老齢者でもうきよの命もわからぬという状態で、この経済的失権を一日も早く回復してもらいたいという、熱烈なる悲壮なる希望がございまして、先ほど総務長官からもきわめていい御返答がございまして、ぜひ党の施策に協力をしていただいて、政府からももつと積極的にこの恩給と同様の態度を持つて、この問題のすみやかな解決をお願いいたします。私の質問を終わります。

○久野委員長 次に建設省設置法の一部を改正する法律案を継続いたします。石山権作君。○石山委員 多目的ダムの管理はあなたの方でありますか。

○鬼丸政府委員 多目的ダムの管理につきましても、特定多目的ダムに関する法律がございまして、この法律では建設省を所管省といたしておりますから、管理も建設省の所管でござい

ます。

○石山委員 法律によって管理しているという御意見だけれども、多目的ダムは文字の通り治山治水もあるわけですし、工業用水もあるわけですから、農林関係、いわゆる灌漑用水としてもある。洪水というような関係もあるわけですから、委員長、時間が無いというよう

なところから、だいたいざわわわしてございまして、質問がうまくいきません。私語を禁じます。

○石山委員 こんなやり方ではいかぬと思ふのです。われわれ質問に立つておるのは大事に思つてやつておるので

すから、大事に聞いてもらわなくては困る。

そういうことからすると、出先機関で管理するにいろいろの不都合が出るようでありまして。たとえば気象の問題一つをとらえて考えてみても、雨が降りそうだと、雨が降つて洪水がだんだん出てきた、こういうような調査なん

移管したらどんなものだろうかという意見でござい

ます。

○鬼丸政府委員 お尋ねのうちに、多目的ダムとして建設省が所管いたしておりますものは、どういふものかという

ことを明らかにしておきたいと思ひますが、これは特定多目的ダム法に

よりますと、いわゆる治水の問題とは

か水利の目的を合わせたものという

ふうになつております。従ひまして利

水だけの多目的——常識的には多目的

の法律上の多目的ダムではないという

ふうになつております。それから治水の機能を維持したりあるいは増進する

ということと、利水上の働きを維持する、増進するという二つの種類の働き

を持つておりますので、建設省といたしましてはこれの管理上の規定を制定

いたしまして、これによつて具体的なダムの操作をやつてもらつております

が、実際問題としてしましては、建設大臣が直接で施行いたしましたダムは直接

管理する建前をとつております。補助をして地方公共団体が施行いたしまし

た多目的ダムは都道府県知事の責任においてやつておりました、これに對し

て建設大臣が監督をする、こういう立場をとつております。

○石山委員 今あなたの方では、水資源の問題で大へん張り合つておるので

しょう。そういうのが地方に行つても起きるわけだ。あなたの方は治山治水をおもにおつちやつておりますが、

治山治水という場合に農林省の立場はどうなんですか。常に競合の立場をとるわけでしょう。それからダムの水、た

とえば洪水が来るのだから放水しなけ

ればならぬと思つても、発電関係から

すれば危険の九分九厘までためてお

てもらいたいというのが、発電会社の

方の要望だと思ふのです。そういうふ

つに非常に問題がからみ合つてくると

思ひます。さつき私は農林の問題にも

触れましたが、それから皆さんの方で管

理をなさなければならぬという一つ

の強い考え方の中で、地方のいわゆる県

庁あたりの技術では、大きな多目的ダ

ムの操作はできないというふうにお考

へになつて、管理権はこつちにあると

いうふうにおつちやつておられるので

しょう。地方にまかしておけば、せつ

かつく建設されたダムが損傷、破損を

する、そんなふうな考え方もある中

にはある

わけですか。

○鬼丸政府委員 特定多目的ダム法の

立法趣旨から考えまして、やはり洪水

防衛とか治水目的の達成ということ

が、多目的ダムの場合大きなウェイト

を占めておりますので、これは利水目

的も達成されるようにということでは

あわせて総合的に管理をしていかな

ければならぬ、

こういうわけ

ですから、何も基準なしに地方公共団

体にまかせつておられるというわけに

も参らぬわけだと思ひます。御承知の

よう、洪水防衛ということになります

と、むしろ下流の方の災害の発生を防

ぐということも考えなければならぬ。

これはもちろん農家の方々の田畑にも

相当影響を及ぼすわけだと思ひます。

それから、

そこで先ほど申し上げましたよう

な態勢でやつておられます、なお今回

の公団法の案もよくよくまとまりまし

たけれども、農林省関係の灌漑用水の

施設だけのものに過ぎない、

農林省がこれを担当するわけでは

ござい

ます。従ひまして、新しい水資源

公団はいろいろな種類のダム施設ある

いは水の開発施設をやる、こういうこ

とになつておられます、そのために主

務大臣もそれぞれ担当するということ

で、たくさん——たくさんといつても

四者か五者ですが、五人の主務大臣が

おるわけだと思ひます。

○石山委員 私ら回つてみて管理がう

まいって

いければ、

そんなことを申し

上げません。

やはり回つて歩

いてみる

というふうな

不平を聞くの

です。ね。

もちろん工業用水の場合には電気会社

のことでござい

ますから、う

まいって

ないというの

は、二、三の

話にとどまる

わけだと思

ひます。

しかし灌漑排水の問題に

なりました。

多額の農民

ですから、ど

うもそういう

点では私たち

はたくさん

の声を聞くとい

うふうな気が

するの

です。それから

従事している

人から

も、気象の把握

がどうも県と

うまい

いていないとい

う事例を申し

てくだ

さういふことを

総合してみ

ると、ど

うも地方移

転をなさつた

方が、あつ

ちこつち円満

にいくのでは

ないかとい

うふうな

ことですか

。私たちが思

つておるもの

です。か

ら、ほんとう

は時間があ

つてきよう

に問題

の利害得失

は私たちが

ちゃんと持

つてい

るわけなん

です。時間

をくれない

という

ものだから

困るわけな

んです。で

すから

、さうい

ふうな利

害得失を持

つて

あなたと

お話し合

ひする時

間がない

というふ

うに

なれば、

やむを得

ません。

もう一

べん皆さ

んの方の

部内にお

いて私な

どが申し

上げた点

を一つ詳

細に検討

していただ

いて、農

民からあ

ま

りたくさ

ん声が出

ないよう

に、電気

会社から

も声が出

ないよう

に、ある

いは

は担当の技

術官が洪水

の水位の増

し方

あるいは気

象の変化に

ついてうま

く県の測

候所と連絡

がとれない

、こういう

ふうなこ

とのないよ

うにあなた

の方から

検討して

いただく

、その答

えはい

つかいた

だといふ

ことにな

つて、この

問題

は打ち切

ります。

次に、最

近私は道

路を作つ

てもら

うことに

對しては、

もう手

をあげ

て賛成

してい

るのです

が、道

路問題に

ついて

非常に困

却した一

つの問

題がある

。それは

コンクリ

ート工

場の設

置でござ

います。

コンクリ

ート工

場の場

末にあ

つて、普

通の住

居する

方々に

迷惑を

与え

なければ

いので

ござい

ます。が、

迷惑を

かけて

いるとい

うことは、

地元

の東京

の大きな

新聞に

もだんだ

ん書か

れてき

ていろ

うな状

態で

ござい

ます。コ

ンクリ

ート工

場の設

置に關

して規

定があ

るのか

どうか

。普通

の都と

ある

いは関

係規制

法等

だけ

によ

つて、

いわ

ゆる

網の

目を

くぐ

つて、

近所

の方

々の御

迷惑を

考え

ないで、

勝

手に

白

粉を

飛ば

して工

場を作

る、

こ

うい

うこ

とが

行な

わ

れて

いる

よう

で

ござ

い

ます

が、

地域でなければならぬ、あるいは準工業地域というように少し緩和しておると申しますか、そういう準工業地域でなければならぬというような制限をいたしておきまして、この地域制度は大都市においては大体指定をされておりますから、実際に新しく工場を建てる場合には、そういう地域でなければ建たない。おそろくセメント工場あるいはコンクリート製品を相当大規模に製造する工場は、今の工業地域あるいは準工業地域でなければ建たぬ、こういうことになっていっていると思っております。

○石山委員 風はとらまえてころがないかもしれないけれども、粉はどいつも皆さんの手で飛ばしてはならないというふうな内容を含んだ規制法がないのではないですか。

○鬼丸政府委員 建設省で直接所管いたしておらぬのでございますが、お尋ねの点は、いわゆる都市の公害防止、塵埃でありますとか、煙でありますとか、粉でありますとか、その地域における一般市民に迷惑を及ぼす公害の防止の問題だと思ひます。建設省としては都市計画を扱っております関係上、もちろん関係がございまして、お話をうけて直接法律上の制度で規制していくという問題は、これからの問題だと思っております。

○石山委員 あなたは東京にばかりおって地方へ出ないから、実情をよく知らぬのです。私どもも道路をこしらえてもらつてありがたうございまして、おつておるでしょう。みんなありがたいと言つてゐるわけです。しかし例のコンクリートを製造する場所の設置いかんによつては、非常に迷惑を個人

が受けている例があるのです。みながありがたいありがたいと言ふものだから、何軒かの人がひどい犠牲を受けても、それに対して反発する勇氣が出ないのです。それがまた地方の皆さんの仲間を悪く言つては悪いのですが、そういう空氣があるのですから、少し横着になる。たとえば一級国道を舗装する場合にセメント工場を作るわけだが、そういう場合における設置個所に対する一つの規定があるのかどうか、こういうふうなことをしなければならぬというふうな規定を設けて、あの白い粉がどんどん飛ぶのを防いでいかどうか、あるいは騒音を防いでいかどうかというところをお聞きしてゐるのです。

○鬼丸政府委員 ただいまのコンクリート製造工場のそういう公害を防ぐという問題につきましては、私どもだけでは無理いたしましたかねる問題でございまして、御趣旨はごもっともでございまして、さつそく関係各省庁とも相談をいたしまして、適切な対策を今後樹立するように検討させていただきますと思ひます。

○石山委員 実情は野放しになつて、衣類などを取り扱う店は大へん困つておられますので、ぜひ調べていただきたいと思ひます。それから都市の美観に対しての立て看板等の問題でございまして、その認可権は皆さんにあるように参考書類に書いてあるのですが、これはその通りですか。

○鬼丸政府委員 都市のみならず、屋外の広告物につきましては、屋外広告物に関する法律がございまして、これを建設省において所掌いたしておりますが、この問題は実際には都道府県知事がこの法律に基づいて条例を制定いたしまして、条例によつて具体的な広告物の規制をいたしておるといふ実情でございまして。

○石山委員 条例があるかどうか知りませんが、これもかなり美観を害しているように思ひますので、新しい都市作りの場合には、せつかくの最初の構想がくずれないような、いわゆる美観の維持ということが、この際考えられる必要があるのじゃないかと思ひます。

時間もございませぬので終わります。が、一つ最後のところで申し上げておきたい点は、私どもが建設省の考え方賛成をしながら、今回の建設局という問題についてかなり拘泥しているのは、一体何を意味しているかという点です。これは何も建設省だけでなく、現業官庁でありながら、技術官といひますか、技術家でもいひしやうが、技術を持つてゐる方々が、普通の文官——あなたのように官房長を勤めてゐるような方々よりも、非常に不適当だといふふうな聞いてゐるのです。建設局などとなれば、文字通り文官優位の立場が以前の形でとられてくるのではないかと、いふふうな不安を持つてゐるわけです。これは社会党だけでなく、皆さんの内部でもそういう不安があるやに聞いております。それではいかぬと思ひますので、私どもはせめて名称だけでも、そういうことをなくさなくちゃいかぬといふふうな考えて修正方を出してゐるわけですが、ただ文字だけでなくて、内容も、そういうふうな高速度にいろいろなものが必要とされる場合に、やはり技術屋の立場といふ

ものも、将来性が十分に保証されるような格好で登用されていかなければならぬのではないかと、いふことです。そういうことがないのだといふことならば、それでもよろしいし、将来とも技術家に対しては十分に将来性があるやうに建設省は考えるのだといふことならば、それでもいいが、これは政治問題でございまして、その点に關しては田村政務次官から御答弁をいただきましたと思ひます。

○田村政府委員 ただいまの御質問の御趣旨はまことに當を得たものであります。私も確かにそのやうに考えます。いわゆる事務官と技官との待遇の差がある。これは日本の官僚制度の一つの悪い意味における伝統にもなつておるのではないかと、いふふうにも考えます。これは将来改正していかなければならぬ点だと考えます。ただ建設局の場合におきましては、いろいろな長期計画の問題とかその他、企画をむしろ今までより以上に高度に行なつてゐるのではありませんか、お言葉ではありますけれども、建設局には、むしろそれによつて技官の構想あるいは考へ方、発言といふものが、強く生きるといふことになるのではないかと、いふふうには考へております。そういう意味で、私はむしろ建設局は技術屋の活躍が一段と強まる場になるのではないかと、かように考へておる次第であります。

○石山委員 田村政務次官の御答弁があまりに申しあげましたやうに、優秀な技術官の将来が閉ざされないうちに、活用する方面に十分配慮しながら庁内の人事を見ていただきたい、こういうふうには要望しまして終わります。

○久野委員長 田口誠治君。

○田口(誠)委員 時間がございませぬので簡単に御質問申し上げたいと思ひます。先日の質問に引き續いての質問でございまして、先日機軸の面について御質問を申し上げましたら、即座に御回答がないやうでございまして、資料の要求をいたしました資料をいただきましたので、大かた建設局の機構の内容については把握できましたので、この点については若干聞きたい点がありますけれども、時間の關係上省略したいと思ひます。

そこで一つお聞きしたいと思ひますのは、改正の十四条の中で、用地部を関東地方の建設局と近畿地方の建設局のみに置くということにございまして、これに対する必要性をお聞きしたいと思ひます。

○鬼丸政府委員 今回の改正におきましては、ただいま御指摘のやうに用地部は関東地建と近畿地建にのみ置かれるということになります。私どももいたしましては、各地方建設局に用地部が必要であるといふふうには考へております。

○田口(誠)委員 それで現在のところは一つもないのですか。

○鬼丸政府委員 現在は各地方建設局に用地課という組織がございまして、その課に用地官という課長と別の特任官職の若干の者を置いております。

○田口(誠)委員 それでこれが設けられた場合には、今の課との關係はどういう工合になりますか。

○鬼丸政府委員 用地部が設けられますと、その下に課を二つ置く予定にいたしております。若干増員をされま

したので、部の職員が今までよりもふえて参るといふことになります。

○田口(誠)委員 それでいろいろ法案を出されたお心持としては、やはり用地を買収するのには、このごろなかなか困難性があるので、こういう部を設けて、言葉の表現では権限を強化してスムーズに事業を行なっていきたいという心持からなされると思います。そこでそういうことになりまして、現在あるところの公共用地取得制度調査会との関係はどういうふうになりますか。

○鬼丸政府委員 公共用地取得制度調査会は、先生御承知のように昨年の国会におきまして、一年間の時限で、つまりこの三月三十一日までということと認められておったわけでありまして、これは本省に置かれた付属機関でございまして、すでにこの三月末で調査会はなくなっております。

○田口(誠)委員 そこでこの用地部を設置されるに、他の方から砂防部というのも設けてほしいという要望があつて、当時審議されて、大蔵省なりあるいは特に地方行政の方から、この用地部の方には積極的な賛成論があつたようですけれども、砂防部の方にはあまり賛成がなかつたようでございます。それでこれは四月十八日に、参議院の同志会の村上委員の方から決議案ですか、要望書ですか、砂防部を設けるようにということが出されておりますが、今いろいろ伝えられておるところによりまして、いろいろ必要に応じて部局というよりなものは新しく設けられるわけでございますけれども、この言葉を悪く言えばなわ張り争いというふうなこともいろいろ氣を回されて、やはりこういう一つの建

政局ができれば次には砂防局もできる、その次には何部もできるというふうなことで、いろいろそういうふうな部局が拡大されていくというふうなことを想像されておるわけなんです。これは私もただけでなしに、多くの先生方がそういうふうなことをお考えになつておられるようですが、ただいま申し上げましたところのこの用地部を設置する審議と同時に、砂防部を設けてほしいということについての賛成のなかつた点と、それから村上さんが決議案を出されたその後に對するところの、当局の今後のお考えというものを聞かせをいただきたいと思ひます。

○田村政府委員 ただいまの御質問の中で、用地部はこれは各地建にできた作りた、とりあえず関東と近畿に設けたい、こういうことでございまして、砂防部の場合は、本省の河川局に砂防部を作るといふ問題でございまして、そこで私もとしましてはなわ張り争いとかなんとかというところは全然考えておりませんが、砂防部はどうしても作りたい、これは必要なものだと考えております。しかしとりあえず長期計画あるいはまた公共投資の増大というところにかんがみまして、建設局と近畿地建に用地部を作る、こういうことをやって、そして近き将来において砂防部はぜひ作つていただきたい。われわれとしてもぜひ作りたい、こういうふうな考えでおる次第であります。参議院の建設委員会の方から砂防部をぜひ作るようにという強い御要望でございますが、全く私も同感でございます。ただ諸般の点から考へまして、とりあえず今国会に建設局あ

るいは地建の用地部あるいは計画局を都市局にするとかという問題を提起いたした次第でありまして、砂防部設置に對するわれわれの熱情というものは、ごうも衰えていないことを申し上げておきたいと思ひます。

○田口(誠)委員 もう一つお聞きしたいと思ひますが、先般御質問申し上げたときに御回答の中で、地方業者の健全な発展というふうな表現で答へがあらたなわけですが、そこで受田委員の方からは大企業の諸業者が太るだけで、中小企業の場合は恩恵をこうむらないのじゃないかというふうな点が指摘されたのですが、私にお答えになったところの健全な発展に寄与するのだというお答えの中には、中小企業の業者の場合も同じようにやはり恵みの手というか、公平な取り扱いをされるかどうかというところをお伺いしておきたいと思ひます。

○田村政府委員 大企業と中小企業の建設業者における差別をいたす所存は毛頭ございせん。むしろ逆に中小企業を何としても育成したい。たとえば中小企業の場合であります、いわゆる地方業者が多いわけでありまして、地方のある程度の工事はなるべくその地方の中小業者にやらせるとか、いろいろな面においてこれを育成したい。むしろ大企業中心よりも中小企業中心にして、これからの建設業者に對する考え方は展開しなければいかぬのではないかと、かように考えておる次第でございます。

にそういうふうなお考えはございませんですか。

○鬼丸政府委員 直営の事業を請負にする方向に切りかえると言ふとちよつと語弊がございしますが、御案内のうちに数年来建設業界も業者の質もよくなびてきております。一方直営の方はなかなか予定通り人員を獲得できない。また能率その他の点では役所の予算に縛られて、いわゆる官庁式では必ずしも能率が上がらないというふうなことから、結局この二、三年事業の伸びた分につきましては、ほとんど請負の方に付せられておる、こういうことでございまして、現在は直轄事業のうち請負が約七割五分くらいになつておるかと思ひます。

○田口(誠)委員 それでこれは数字的に私出しておりませんがわかりませんけれども、実際に堤防が切れたとか、いろいろなそういう水害なんかの災害が起きた場合に、やはり相当工事が手抜きされておるといふ点が今までも指摘されておるのですが、こういうふうな点から考えられて、適切なものはどちらがやつた方が適切なのか、それとも業者にやらせる場合の監督という面についての強化策、こういうふうな面も、あればあわせて御回答願ひたいと思ひます。

○鬼丸政府委員 ただいま御指摘のように、間々災害復旧工事等につきましては疎漏工事が問題になつております。私もどなたもいたしましてはまず請負業者の選定を十分注意してやる。選定いたしました入札、落札をいたしました業者に對しては、現場における監督に力を入れて参るよう努めております。

○田村政府委員 省としましてはいろいろ機関を拡充強化することは、これは望ましいことだと思ひます。将来そういうふうに進みたいと思つております。大学の問題に關しましては、これは一つの考え方であると思ひますが、私としてはそういうふうな考え方を検討してもいいのではないかと、いふ

す。そこで業者の選定の問題に關しましては、別途建設業法の一部改正がすでに成立いたしました、国会の御審議をいたした過程においていろいろ御意見も承つたのでございしますが、この改正法によりまして、公共工事の注文を請け負うという業者の資格審査をもつと合理化に厳密にやつていきまして、公共工事の受注能力の確かなものから指名選定をいたしたい、こういうふうな考えております。

○田口(誠)委員 そこでこの案の中に、職員に相当専門的な知識を得させるために研究所、講習所というふうな格好で特に今度強調されておるのですが、これはどの省でもこういうふうな方法はとられておりますし、次から次へとこれが学校という名前に変えられていつておるのです。先般もここで審議いたしました、運輸省の場合に大学校というふうなこともなつておりますし、そして同じ大学でも防衛関係の大学とそれから運輸関係の大学という名前と内容の格差もあつた、省としては今後のお考えは何も持つておらないのか。どうも慣例になつておるような方向に持つていかれるように思ふわけですが、もしいかなるものとする、私ちよつと要望しておきたいと思ひますので……

○田村政府委員 省としましてはいろいろ機関を拡充強化することは、これは望ましいことだと思ひます。将来そういうふうに進みたいと思つております。大学の問題に關しましては、これは一つの考え方であると思ひますが、私としてはそういうふうな考え方を検討してもいいのではないかと、いふ

す。そこで業者の選定の問題に關しましては、別途建設業法の一部改正がすでに成立いたしました、国会の御審議をいたした過程においていろいろ御意見も承つたのでございしますが、この改正法によりまして、公共工事の注文を請け負うという業者の資格審査をもつと合理化に厳密にやつていきまして、公共工事の受注能力の確かなものから指名選定をいたしたい、こういうふうな考えております。

には考えておられますけれども、目下のところ建設省の首脳部において、そういうことを具体的には取り上げていないように感じます。

○田口(誠)委員 もう一つだけ。砂防関係に将来の計画も立てて、これの対策に相当重点を置かなければならぬというところは、ここ二、三年來の水害等からいって、これは地元からも相当それぞれ強調されておると思ひます。当局としてもお考えになつておると思うのですが、ただそういう場合の地元負担金というのが、現在のところではちよつと多過ぎるのです。今のところではたしか省の方で三分の二で、それを少なくとも四分の三ぐらいにはしていただかなくては、弱小の地方では、相当手を入れていただかなくてはならぬ面があつても、手をこまぬいていくということになりますか、そういう点についての将来のお考えをちよつとお聞きをしておきたいと思ひます。

○田村政府委員 砂防工事につきましては、この重要性は、特に私は三重県であります。伊勢湾台風でいやというほど知らされております。建設省でも砂防工事が特に災害の予防措置であるということに非常によく認識しておるわけでございます。さういふ次第であります。これは将来砂防工事に関しましてはますますその認識の度も深まるであらうし、工事施行においてのいろいろな角度からの検討も行なわれると思ひます。今のところ国費を三分の二から四分の三にするということは、地方財政関係も検討しなければなりません。それは望ましいことではありますけれども、ここで私が断定的にお答えを申し上げることはできないと思ひます。けれども御趣旨のほどをよく申し

まして十分検討したい、かように考へております。

○田口(誠)委員 もうこれで終わります。今のお答えは、とりよつとによつてはまあいいかげんに答弁しておくといいことにもなりますし、ほんとうに取り上げるということにもなると思ひますが、これはおそろく全国的な各市町村、県からの強い要望だろつと思ひるので、私はこの研究するといふ面は、可能があるような方向に持つていつていただきたといふことを強く要望して、私の質問を終わります。

○久野委員 これにて両案についての質疑はいずれも終了いたしました。

○久野委員 長 これより恩給法の一部を改正する法律案について討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員 長 起立総員。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

○久野委員 長 本案に対し、石橋政嗣君外二十八名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議について提出者よりその趣旨の説明を求めます。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 恩給法等の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる附帯決議案を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。
恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は終戦前における治安維持法等の法令の適用または占領下における占領軍命令違反等によつて、恩給を受ける権利を喪失した者のうち、その復権を認めるのを適当とする者について、すみやかに調査の上、これら復権について善処するよう要望する。

提案理由については、先ほど政府に對する私の質疑の中でほとんど明らかになつてゐると思ひますので簡単に申し上げますが、一つには終戦前において、新しい憲法の精神と著しく反するよう治安維持法等の法令の適用を受けて処分を受けたために恩給権を失つておるような人たちが、あるいは戦後占領軍命令違反といったような罪に問われて同じ恩給権を失つておるような人たちが、そのほかにも微罪と思われるような罪のために同様のうき目にあつておるような人たちが、この際政府において詳細に調査の上、できるだけ救済の措置を講じていただきたい、こういう趣旨からこの提案を行なうものであります。

なるべく早い機会にこの措置が講ぜられまするよう要望いたします。提案理由の説明にかえたいと思ひます。

○久野委員 長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員 長 起立総員。よつて本動議は可決いたしました。

○久野委員 長 建設省設置法の一部を改正する法律案に対し、草野一郎平君外二十八名より修正案が提出されております。

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部分を修正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部分を修正する法律案。第四條第一項の改正規定中及び同條第二項の次に一項を加える改正規定中「建設局を」(計局)に改める。

○久野委員 長 この際、本修正案について提出者よりその趣旨の説明を求めます。受田新吉君。

○受田委員 たいい議題となりまして建設省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしてありますので、朗読を省略させていただきます。

政府原案の建設局という名称は、行政機構の名称としてはあまり好ましくありませんので、これを計局と改めることが適當な措置と考えまして、本修正案を提出した次第でございます。何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○久野委員 長 本修正案について御質疑はありますか。別に御質疑もないようでありますので、これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず草野一郎平君外二十八名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員 長 起立総員。よつて、草野一郎平君外二十八名提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員 長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。

これにて建設省設置法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。なお、議決いたしました両案に關する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、委員に御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○久野委員 長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

〔参照〕
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)に關する報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

内閣委員会議録第三十号中正誤